

防火構造の構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建設省告示第千三百五十九号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>防火構造の構造方法を定める件</p> <p>第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のイからハまでのいずれかに定めるものとする。</p> <p>イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とする。こと。</p> <p>ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とする。こと。</p> <p>(1) 屋内側（真壁造とする場合の柱及びはりの部分を除く。以下同じ。）にあつては、厚さ九・五ミリメートル以上のせつこつボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板を張つたもの</p> <p>(2) 屋外側にあつては、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが十五ミリメートル以上のもの</p> <p>(ii) 木毛セメント板張又はせつこつボード張の上に厚さ十ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗つたもの</p> <p>(iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張つたもの</p>	<p>建設省告示第千三百五十九号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>防火構造の構造方法を定める件</p> <p>第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とする。こと。</p> <p>ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とする。こと。</p> <p>(1) 屋内側にあつては、厚さ九・五ミリメートル以上のせつこつボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板を張つたもの</p> <p>(2) 屋外側にあつては、次の(i)から(ii)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが一・五センチメートル以上のもの</p> <p>(ii) 木毛セメント板張又はせつこつボード張の上に厚さ一センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗つたもの</p> <p>(iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張つたもの</p>

(iv) モルタル塗の上にタイルを張ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

(v) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

(vi) 厚さが十二ミリメートル以上のせりこつボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(vii) 厚さが二十五ミリメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(viii) 厚さが二十五ミリメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが六ミリメートル以上の石綿スレートを張ったもの

(ix) 石綿スレート又は石綿パライイト板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が十五ミリメートル以上のもの

八 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次の①又は②に定めるものとする。

(1) 土蔵造又は土塗真壁造で裏返塗りをしたものの

(2) 次に定める構造とすること

(i) 屋内側にあつては、口(1)に定める構造

(ii) 屋外側にあつては、次のaからeまでのいずれかに該当する構造

a 鉄網モルタル塗又は木すりしつくい塗りで塗厚さが二十ミリメートル以上のもの

b 木毛セメント板張又はせりこつボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの

c 土塗壁（裏返塗りをしたものを除く。dにおいて同じ。）

d 土塗壁に下見板を張ったもの

八 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。

(1) 屋内側にあつては、口(1)に定める構造

(2) 屋外側にあつては、次の(i)から(x)までのいずれかに該当する構造

(i) 鉄網モルタル塗又は木すりしつくい塗りで塗厚さが二センチメートル以上のもの

(ii) 木毛セメント板張又はせりこつボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの

(iii) モルタル塗の上にタイルを張ったものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

(iv) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの

e ロ(2)(iv)から(v)に定める構造

一 令第百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあつては、次のイ又はロに定めるものとする。

イ 準耐火構造とすること。

ロ 前号ロ又はハに定める構造とすること。

第二 令第百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法にあつては、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 準耐火構造とすること。

二 第一第一号ハに定める構造とすること。

三 間柱及び下地を不燃材料以外の材料で造り、第一第一号ハ(2)(iii)からeのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

合計が一・五センチメートル以上のもの

(v) 土蔵造

(vi) 土塗厚壁造で裏返塗りをしたもの

(vii) 厚さが一・二センチメートル以上のせつこつボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(viii) 厚さが一・五センチメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(ix) 厚さが一・五センチメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが〇・六センチメートル以上の石綿スレートを張ったもの

(x) 石綿スレート又は石綿パライット板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

一 令第百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 準耐火構造とすること。

ロ 前号ロ及びハに定める構造とすること。

第二 令第百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

一 準耐火構造とすること。

二 第一第一号ハに定める構造とすること。